

# 令和5年度 学校いじめ防止基本方針

姫路市立余部小学校

## 1 学校の方針

児童が夢を抱き、安全で楽しい学校にするために、校訓「強くおおしく、さとく正しく、清く明るく」のもと「子どもに夢を育み 安全で楽しい学校 保護者や地域に信頼され 活力ある学校」を学校経営方針に掲げ、地域の中の学校として発展するよう取り組んでいる。児童が安心して学校生活を送り、明るい希望を抱いて、心身ともに健康で豊かに成長していくことを願っている。

私たち教職員は「いじめをしない、いじめをさせない、いじめを許さない」と言う「いじめ根絶」に強い意志を持ち、共通理解のもと学校全体で組織的に取り組みを進めていく。そのために、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない未然防止のための土壌づくりをあらゆる教育活動において展開し、さらに保護者や地域との連携も図るために、「いじめ防止基本方針」を定め、いじめ克服に向けて学校・家庭・地域の相互協力に取り組んでいく。

## 2 基本的な考え方

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（ネット通信を通じて行われるものも含む）であって、該当行為の対象児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（文部科学省）と定義されている。

「いじめ」については、次のように考える。

- どの子どもにも、どの学校にも起こり得る。
- **学校の内外を問わず**、どこでも起こり得る。
- 人権侵害であり、人として決して許されるものではない。
- 大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- いじめは、暴力を伴わなくても、生命、身体に重大な危険をもたらす場合がある。
- けんかやふざけ合いであっても、**児童の被害感情等に応じて判断する**必要がある。
- いじめは、加害者と被害者の二者関係だけでなく、それを助長する観衆、暗黙の了解を与えてしまう傍観者もいる。この傍観者の中から、仲裁者や他の人に相談できる者への転換を促すことが重要である。

そこで、いじめの早期発見に努め、認知された場合は、迅速に生活指導担当及び管理職に報告し、組織的に対応していく。また、日常的に、いじめの未然防止に努め、心の教育及びそれに関する体験活動を中心に教育活動を展開していく。

○年間計画

学期	月	学校行事・取り組み等	内容等
一学期	4月	家庭訪問 校内研修（児童理解）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の家庭環境や地域の交遊関係を理解する。</li> <li>・児童への理解を深め観察眼を高める。</li> </ul>
	5月	1年生を迎える会 運動会 校内研修（校内連携）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異年齢交流を通し、望ましい人間関係を作る。</li> <li>・協力して取り組むことで得られる達成感を味わう。</li> <li>・いじめの対応や防止のための校内体制を確認する。</li> </ul>
	6月	いじめアンケート① 町別学習会 修学旅行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの実態を知り、組織で対応していく。</li> <li>・保護者や地域との連携を図り、児童理解に努める。</li> <li>・集団での活動を通し、より良い人間関係を作る。</li> </ul>
	7月	ライフスキル教育 全校集会 個人懇談会 自然学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフスキルを身につけさせる。</li> <li>・活動を通し、思いやりや感謝の心を感得させる。</li> <li>・児童の交友関係を伝え、家庭の協力を得る。</li> <li>・集団生活と体験活動を通し、より良い人間関係を作る。</li> </ul>
夏休み	8月	朝日中学校区小中一貫合同研修会 （カウンセリングマインド・生徒指導等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心の通う生徒指導に努める。</li> <li>・中学校区共通の生活目標「みそあじ」や「生活のきまり」について共通理解を図る。</li> </ul>
2学期	9月	夏休み作品展 校内研修（情報モラル）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作品からお互いの良さを認め合い、指示的風土を醸成する。</li> <li>・ネットいじめについて知り児童への観察力を高める。</li> </ul>
	10月	林間学校 ライフスキル教育研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団での活動を通し、より良い人間関係を作る。</li> <li>・ライフスキル教育について共通理解を図る。</li> </ul>
	11月	いじめアンケート② 全校集会 個人懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの実態を知り、組織で対応していく。</li> <li>・縦割りペアでの活動を通じて、異学年との交流を深める。</li> <li>・児童の交友関係を伝え、家庭の協力を得る。</li> </ul>
	12月	長距離走記録会 ライフスキル教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・達成感と自信の形成を図る。</li> <li>・ライフスキルを身につけさせる。</li> </ul>
3学期	1月	学校評価委員会 書き初め展	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対応の校内体制について見直す。</li> <li>・作品からお互いの良さを認め合い、指示的風土を醸成する。</li> </ul>
	2月	いじめアンケート③ ライフスキル教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの実態を知り、組織で対応していく。</li> <li>・ライフスキルを身につけさせる。</li> </ul>
	3月	6年生を送る会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業生への感謝の気持ちを伝え、学校愛を育てる。</li> </ul>

### 3 学校の取組

#### (1) 校内組織

「いじめ対応委員会」を以下の通り設置し、いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録および事実確認や情報の共有を行い、報告・連絡・相談を密にしてその解決に向けて迅速に組織的な対応を行う。

##### ア 構成

校長、教頭、生徒指導担当、補導担当、道徳・人権教育担当、学年生徒指導担当、養護教諭、カウンセラーその他の必要な関係者

##### イ 役割

- (ア) 学校基本方針に基づく取組の実施
- (イ) 年間計画の作成
- (ウ) 具体的で実効性のある校内研修の企画
- (エ) 事実関係の把握といじめか否かの判断
- (オ) いじめが生じた際の組織的な対応（被害児童・加害児童・周りの児童への対応など）
- (カ) 児童に対する指導体制・対応方針の策定
- (キ) 保護者や地域社会への情報提供
- (ク) 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し

#### (2) 対策の内容

##### ア 未然防止

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育、思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育、また、様々な人間関係が深められる特別活動を充実させ、すべての教育活動を通していじめ未然防止にむけて、豊かな人間性と社会性を育てる。

##### (ア) 人権教育の充実

いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させ、人の痛みが分かり人を思いやる心を育て、生命を尊重し人権感覚の高揚を図るため、一人一人を大切に、自尊感情や自ら学ぶ意欲を高め自立と共生を目指す人権教育に取り組む。

##### (イ) 道徳教育の充実

いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てるために、「道徳の時間」の授業を大切に、自分自身の生活や行動を振り返り、あるいは省みる学習を重ね、いじめの抑止を図る。

##### (ウ) 特別活動の充実

他者と関わる生活体験や社会体験が少ない児童に対して、学級での集会活動、全校集会や学校行事等の集団活動を通して心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図っていく。また、集団の中で自分が認められ活躍できるという自己有用感の涵養や、自信や自己肯定感から生まれる自尊感情の育成による望ましい集団活動によって道徳的实践が培われ、人間関係が築かれていく。さらに、児童が学級・学校内の問題に気づき、協力し合って自らの手で解決しようとする自主的・実践的な態度が育成される。

##### (エ) 体験活動の充実

異年齢集団活動（なかよし遊び）・林間学校・自然学校等の体験活動を推進することで、人間的なふれあいを深め、豊かな感性を育み、自主性・社会性を養う。

#### (オ) 心の通い合う教職員集団

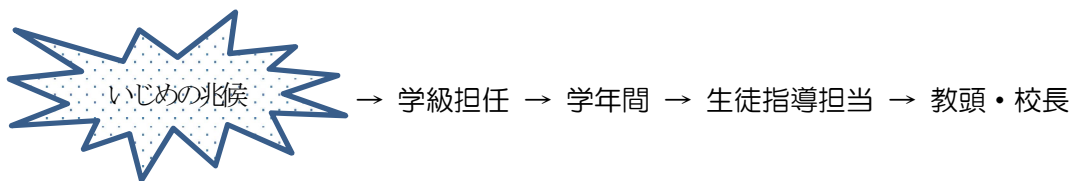
教員は自分の担任する児童だけを指導するのではなく、学年の枠を超え、全教職員で全校児童を指導し、様々な教育活動を行う。そのため何でも相談し、気軽に話ができる風通しの良い職場の同僚との雰囲気大切に、校内組織を有効に機能し、迅速に対応できる体制を構築する。

#### イ 早期発見（積極的認知）

アンケート調査や教育相談を実施する。アンケート調査の実施にあたっては、記名・無記名、または選択・併用等、必要に応じて児童が記入しやすい方法で行う。また、学校や家庭で、日記やノートなど日常的に児童の様子を把握し、いじめの兆候をいち早く察知する取り組みを進める。

いじめ等問題行動の発生については、日常的な報告・連絡・相談を密にした以下の順序での対応を基本とし、必要に応じて「いじめ対応委員会」を開催する。さらに、保護者との信頼関係を大切に、常に学校に連絡が出来るように体制を整備する。

【別紙資料】



#### ウ 早期対応

いじめの兆候を発見した場合、問題を軽視することなく、迅速に早期に適切な対応をする。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先し、解決にあたっては、学級担任が一人で抱え込まず、「いじめ対応委員会」を招集して組織的な対応と解決に取り組む。

【別紙資料】

いじめの解消については、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを確認する。

ア 心理的又は物理的な影響を与える行為（ネット通信を通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、少なくとも3か月は継続していること。

イ いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが、本人及び保護者への面談等により確認されていること。

#### エ ネット上の「いじめ」への対応

パソコンや携帯電話・スマートフォン・ゲーム機等を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷を行う「いじめ」で、把握しにくいという現状がある。

そこで、ネットトラブルに関する情報提供と共に情報モラルに関する学習の機会を確保し、正しい判断と責任に基づく利用について発達段階に応じた指導を行う。また、保護者にも資料配付や学習会を行い、ネット環境の現状や家庭におけるルール作りの大切さを周知する。

そして、いじめを受けている児童が発信するSOSを見逃すことなく、見えにくいネッ

ト上のいじめの早期発見に努める。兆候が見られたり懸念される状況の場合は、保護者や専門機関と連携して課題を共有し、迅速に対応していく。

【別紙資料】

#### オ 家庭や地域社会・関係機関との連携

P T Aや地域社会とネットワークを作り情報を共有したり、各種会合等において、学校におけるいじめの実態や指導方針について情報交換や協議できる場を設けたりして、地域ぐるみで「いじめ」の根絶を図る。また、学校便り・ホームページ朝日愛護育成会等でもいじめに対する取組を連絡し、協働体制の構築を図る。さらに、姫路市教育委員会・子ども家庭総合支援室・こども家庭センター・警察・スクールソーシャルワーカー・医療機関・子ども人権110番とも連携し、対応に当たる。

#### カ 学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。その際、日常の児童理解・未然防止や早期発見・情報共有や組織的な対応等を評価する。

## 4 重大事態への対応

### (1) 重大事態の意味

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされていると認めるとき。

- ・年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、教育委員会と協議して判断し、迅速に調査に着手する。

### (2) 調査

重大事態であると判断した場合は、教育委員会に報告し、教育委員会の指示に従って対応する。調査主体が学校となる場合は、いじめ対応委員会を中心として「学校いじめ防止基本方針」に従って調査を行う。

調査の実施にあたっては、教育委員会の指導・助言及び「姫路市いじめ防止基本方針」に従って行うものとする。

---

## 資料1

## いじめ早期発見のためのチェックリスト

## ●いじめが起こりやすい・起こっている集団

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 朝いつも誰かの机が曲がっている                      | <input type="checkbox"/> 教職員がいないと掃除がきちんとできない  |
| <input type="checkbox"/> 掲示板が破れていたり落書きがあつたりする                 | <input type="checkbox"/> グループ分けすると特定の子どもが残る   |
| <input type="checkbox"/> 班にすると机と机の間に隙間がある                     | <input type="checkbox"/> 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある |
| <input type="checkbox"/> 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる         |   |
| <input type="checkbox"/> 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある      |   |
| <input type="checkbox"/> 授業中でも、休み時間でも 些細なことで冷やかしたり笑ったりする ※    |   |
| <input type="checkbox"/> 授業中、教職員に見えないように消しゴムを投げたりいたずらをしたりする ※ |   |

## ●いじめられている子

## 【日常の行動・表情の様子】

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいでいる                    | <input type="checkbox"/> おどおど、にやにや、にたにたしている |
| <input type="checkbox"/> いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている       |   |
| <input type="checkbox"/> 下を向いて視線を合わせようとしない                | <input type="checkbox"/> 顔色が悪く、元気がない        |
| <input type="checkbox"/> 早退や一人で下校することが増える                 | <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が多くなる         |
| <input type="checkbox"/> 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる            | <input type="checkbox"/> ときどき涙ぐんでいる         |
| <input type="checkbox"/> 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする |   |

## 【授業中・休み時間】

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 発言すると友だちから冷やかされる | <input type="checkbox"/> 一人でいることが多い           |
| <input type="checkbox"/> 班編成の時に孤立しがちである   | <input type="checkbox"/> 教室へいつも遅れて入ってくる       |
| <input type="checkbox"/> 学習意欲が減退し、忘れ物が増える | <input type="checkbox"/> 教職員の近くにいたがる          |
| <input type="checkbox"/> 教職員がほめると冷やかされる ※ | <input type="checkbox"/> 休み時間は、特別教室に行くことが多い ※ |

## 【昼食時】

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 好きな物を他の子どもにあげる      | <input type="checkbox"/> 他の子どもの机から机を少し離している |
| <input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかったりする | <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる        |
| <input type="checkbox"/> 昼食時になると教室から出ていく ※   |   |

## 【清掃中】

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている | <input type="checkbox"/> 一人で離れて掃除をしている |
| <input type="checkbox"/> 特定の子どもの机が運ばれない ※      |  |

## 【その他】

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる | <input type="checkbox"/> 持ち物やつくえ、ロッカーに落書きをされる |
| <input type="checkbox"/> 持ち物が壊されたり、隠されたりする     | <input type="checkbox"/> 理由もなく成績が突然下がる        |

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す | <input type="checkbox"/> 服に靴の跡がついている            |
| <input type="checkbox"/> ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている | <input type="checkbox"/> 手や足にすり傷やあざがある          |
| <input type="checkbox"/> けがの状況と本人が言う理由が一致しない    | <input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする |

●いじめている子

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> ストレスを抱えている               | <input type="checkbox"/> 家や学校で悪者扱いされていると思っている |
| <input type="checkbox"/> あからさまに、教職員の機嫌をとる         | <input type="checkbox"/> 特定の子どもだけに強い仲間意識をもつ   |
| <input type="checkbox"/> 教職員によって態度を変える            | <input type="checkbox"/> 教職員の指導を素直に受け取れない     |
| <input type="checkbox"/> グループで行動し、他の子どもに指示を出す     | <input type="checkbox"/> 他の子どもに対して威嚇する表情をする   |
| <input type="checkbox"/> 活発に活動するが、他の子どもにきつい言葉をつかう |   |

兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」（平成29年8月）

※印は本校独自のチェック項目

資料2

< 「いじめの5つの構造」を知る >

- ① 被害者（いじめられている子）
- ② 加害者（いじめている子）
- ③ 観衆・あおり役（直接いじめてはいないが、注意をせず「やれ、やれ」と、はやし立てる子）
- ④ 傍観者（見て見ぬふりをする子）
- ⑤ 仲裁者（「そんなことやめよ」と注意する子）

※②が直接的で一番悪いが、③も④も間接的に悪いことだと教師は認識し、指導に当たること。⑤を増やす。

資料3

① 学校・家庭でのいじめのサイン

- ①冷やかし・からかい
- ②悪口・脅し文句
- ③仲間外れ・集団による無視
- ④軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたり
- ⑤金品をたかられる
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたり
- ⑦いやなことや恥ずかしいことや危険なことをさせられる
- ⑧インターネットで、誹謗中傷される など

② 家庭における「いじめ」のサイン

<input type="checkbox"/> 元気がない	<input type="checkbox"/> 食欲がない
<input type="checkbox"/> 学習意欲が低下する	<input type="checkbox"/> 友達の話をしなくなる
<input type="checkbox"/> どことなくおどおどしている	<input type="checkbox"/> 成績が急に下がる
<input type="checkbox"/> 持ち物がなくなる	<input type="checkbox"/> 落書きが目立つ
<input type="checkbox"/> 金遣いが急に荒くなる	<input type="checkbox"/> 金品を持ち出す
<input type="checkbox"/> 登校をしぶる	<input type="checkbox"/> あざや傷がある
<input type="checkbox"/> 服装の汚れや破れが目につく	<input type="checkbox"/> メールの内容を気にしすぎる
<input type="checkbox"/> 携帯電話をはなさない	

③ いじめの加害者の様子

▲すぐかっとなって、暴力をふるう	▲言葉遣いが荒くなる
▲買った覚えのないものを持っている	▲友達を呼び捨てにする
▲友達に軽蔑した口調で話す	▲ネット等を隠れてこそこそする

④ いじめは、見えにくい

- (ア) いじめは、大人の見えないところで行われている
  - ・無視やメールなどで客観的に状況を把握しにくい。
  - ・遊びやふざけあいだとごまかし、カモフラージュする。
- (イ) いじめられている本人からの訴えは少ない
  - ・訴えたり相談したりすることは、大変勇気のいることである。
  - ・理由として、親に心配をかけたくないから。自分の弱いところを言いたくないから。自分はダメな人間だと認めてしまうから。訴えたら仕返しが怖いから 等。
- (イ) ネット上でのいじめは、最も見えにくい  
〈トラブルの例〉メール、ブログ、チェーンメール、学校裏サイト、SNS、  
動画共有サイト

⑤ いじめ発見のきっかけ（平成 27 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より）

- 小学校では、 第 1 位・・・本人の保護者からの訴え（23%）
- 第 2 位・・・アンケート調査などの取組（21%）
- 第 3 位・・・学級担任の発見（20%）
- その他・・・本人からの訴え、児童からの情報、学級担任外の発見

資料 4

① いじめられた子への対応と事実確認

- いじめの情報を得るため、他の子供の目に触れないよう、別室で時間を取って聞く。
- 複数の教職員で事実を聞く。それをもとに、「いじめ対応チーム」で、対応・解決していく。
- 事実確認で、把握すべき内容は下記の通り（いじめられていると報告に来た子も同様）



- ◆誰が誰をいじめているのか？（加害者と被害者の確認）
- ◆いつ、どこで起こったのか？（時間と場所の確認）
- ◆どんな内容のいじめか？ どんな被害を受けたのか？（内容）
- ◆いじめのきっかけは、何か？（背景と要因）
- ◆いつごろから、どのくらい続いているのか？（期間）

## ② いじめられた子への配慮

### ○いじめられた子どもに対して

- ・事実確認をし、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、「そうだね」と共感し、心の安定を図る。
- ・教師が「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・教師が守ってやり、解決できることだと希望を持たせる。
- ・自信を持たせる言葉をかけ、自尊感情を高めるよう配慮する。

### ○いじめられた保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、複数で家庭訪問し、面談して事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭との連携を取り、解決に向けて取り組むことを伝える。
- ・家庭での子どもの変化に注意してもらい、些細なことでも学校に連絡・相談するよう伝える。

## ③ いじめた子への指導

### ○いじめた子どもに対して

- ・いじめた気持ちや状況について十分に聞き、子どもの背景にも目を向ける。
- ・「遊び半分だ」「単なる、ふざけあいだ」等、をいう場合は、いじめられる側の気持ちを認識させ、それは決して許されない行為だと毅然とした指導をする。
- ・今後、自分自身がどのような態度を取っていくかを自分自身で約束させ、教師も長期間で指導に当たることを確認させる。

### ○いじめをした子の保護者に対して

- ・正確な事実を説明し、いじめられた子や保護者のつらい気持ちを伝え、よりよい解決が図れるよう促す。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識してもらい、家庭での指導を依頼する。
- ・「うちの子が悪いのだな」と敵対視ならないように謙虚な態度で臨み、今後のかかわり方を一緒に考えるよう助言する。

## ④ 周りの子供たちに対して（はやし立て役・傍観者）

- ・いじめは当事者だけの問題ではなく、いじめの傍観者から仲裁者になるよう転換を促す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをすることも、いじめに加担する行為だと理解させる。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・いじめを見ていた児童にも、自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。

## いじめのない学校づくりの推進

- 全児童を対象にしたアンケート（年間 3 回）や個別相談の実施
- 学校生活全般の多面的な情報の共有
- 未然防止のための取組
- 早期発見体制の構築と対応
- 保護者および地域との課題の共有と啓発

### 【 緊急時の組織的対応 】

